

野呂栄太郎の天皇制国家論（二）

——野呂栄太郎論（2の中・二）

山本義彦

I 問題の所在

II 野呂栄太郎における天皇制国家論

——「発達史」、「諸条件」を中心に——

（以上第二五卷一号）

III 天皇制国家論構築のための基礎視点

——絶対主義・ボナパルティズム論の検討——

課題の設定

一 最近の天皇制国家論の一傾向

二 マルクス・エンゲルスの絶対主義・ボナパルティズム論と天皇制国家

（その1）「一八四八年」「一八五二年」の時期

- (1) フランスにおける階級闘争
- (2) ドイツ国憲法戦役
- (3) 一八五〇年前半の一連の評論等から
- (4) ドイツ農民戦争

- (5) 一八五〇年後半—五一年前半の一連の評論等から（以上、本号）
 - (6) ドイツにおける革命と反革命（以下、次号）
 - (7) ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日
 - (8) 一八五二年—一八五三年三月の若干の論説から
 - (9) 小括—天皇制国家論との連繫
- 三 マルクス・エンゲルスの絶対主義・ボナパルティズム論と天皇制国家
（その2）「一八七一年」の時期
- IV むすび—天皇制絶対主義論の展望

Ⅲ 天皇制国家論構築のための基礎視点

—絶対主義・ボナパルティズム論の検討—

課題の設定

Ⅱにおいてみたごとく、野呂栄太郎の天皇制国家論は、一方で、古典的な絶対主義論（封建制と資本制の両支配階級間の均衡）を基礎とし、地主制を封建制的生産様式そのものにとらえることによって、絶対主義的天皇制観（もしくは、天皇制絶対主義観）を形成したのであるが、よりしさいに検討を加えてみると、他方で、その古典的絶対主義論を基礎にしながらも、まさに西洋の古典的絶対主義のもとでうみ出されたその国家支配の形態を顧慮しつつ、統治形態・国家機構の側面での絶対主義（もしくは絶対専制主義）観をもうみ出しているのである。前者は、猪俣津南雄との現段階論争において、いっそう明確に展開されるものであり、野呂みずからの発言にもとづくと、「二七年テーゼ」^①の発表をふまえて、よ

り正確に深化させたものである、⁽²⁾とされている。むしろこの視角での問題としては、戦後に再論議されたごとく地主制の歴史的評価をめぐる問題が残されており、安易な断定を下すことはかなり難しいのであるが、⁽³⁾ただ、これまですでに述べてきたごとく、野呂の地主制Ⅱ封建制の論理における難点だけは、いわば常識化しているといつてよいのであり、そのかぎりでは、西洋の古典的絶対主義として定式化されている均衡論⁽⁴⁾をそのまま持ち込むことは、不可能であろう。わたくしはそのいみで、前者（均衡論的絶対主義）を継承することはできない、と考える。

それでは、後者、△国家機構としての絶対主義∨の論理は、どうであろうか。この論理は、とりわけ後発資本主義国として出発した日本資本主義にとって極めて早熟的に国内抑圧と対外侵略という帝国主義の根本的特徴を帯びることが、⁽⁵⁾天皇制の絶対主義的専制的性格とあいまって、比較的明瞭に現われた、ということのみをみるさいに、重要な鍵を与えるように思われる。端的にいえば、明治国家体制の成立（ここでは、その初期における台湾征討・朝鮮侵略、言論・集会・出版等民主的諸権利の抑圧もさることながら、自由民権運動に示された人民の民主主義的志向をねじまげ、一〇年後の「国会開設」⁽⁶⁾「憲法制定」を約することによって、その支配方向及び方法〔形態〕が本格化した時期——明治一四年の政変——以降を、さしあたり考えればよいであろう）に象徴されるごとく、人民主権への抑圧者として登場した天皇制政府の支配のあり方（専制的性格）が、明治三、四〇年来の帝国主義化の過程（一九〇〇年北清事変鎮圧のための出兵がその解明の一つのポイントとなる）⁽⁷⁾において、フルに活用された、という事実をあげることができよう。むしろ抑圧された人民の民主主義志向は、そのごも大正デモクラシー期に奔出し、軍部大臣現役武官制の一時停止と、一定の「政党政治」⁽⁸⁾の出発をみたとはいえ、基本的な支配体系——大日本帝国憲法体系によって規定された諸機構と、超憲法的に位置づけられた諸機構の絡み合い⁽¹⁰⁾——のもつ狂暴性（反民主性）は、温存されたのである。

以下において、わたくしは、まずさいきん、天皇制国家論について新に登場してきた議論の組み立てを整理し、ついで

それらの議論であらためて提起されるべき課題の一つとして、マルクス・エンゲルスの絶対主義論やボナパルティズム論がいかなる意義をもつものであるか、わたくしなりにあらためて整理し、天皇制国家把握に接近したいと考える。

一 最近の天皇制国家論の一傾向

国家論一般や天皇制国家論は、Iにも示したごとく六〇年代後半から今日まで多くの論者が展開し、論点も多岐にわたっている。ここでは、わたくしが、いま検討をすすめている野呂栄太郎の所説とのかんれんで、興味ある論点を示された山崎隆三、中村政則両氏の所説を中心に、その内容をみることにしたい。

(1) まず山崎隆三氏の所説をみておこう。氏によれば、近代日本天皇制国家は、「絶対主義的・専制的国家機構をもつブルジョア国家(またはブルジョア地主国家)」と規定される。このような絶対主義ブルジョア国家は、そのままのかたちでは、たしかにマルクス主義の古典にはみつからないであろうが、天皇制の現実が絶対主義的統治形態をもち、かつ、ブルジョア(地主)の利害を忠実に反映するものであったとすれば、絶対主義概念を創造的に豊富化するの⁽ⁱⁱ⁾が正当であろう、と主張する。この結論を構成するための論理はほぼ以下の通りであろう。すなわち、ヨーロッパの絶対主義が封建的土地所有を基礎とする封建国家であるのに対して、明治以降の日本は資本主義を高度に発展させ、ついに一九三〇年代には独占ブルジョアジーと大地主が階級的基礎をなした天皇制として登場するに至る、といういみからでさえ、これを「古典的絶対主義」の範疇に属させえないことは明らかである。にもかかわらず、天皇制を「絶対主義」と性格づける理由は、まさに「革命戦略との関連において、その国家機構の専制的・非民主主義的支配機構(の打倒)が問題とされたから」であ

り、「国家機構・統治形態」としては「絶対主義的・専制的」⁽¹²⁾であったといわねばならず、「資本主義の発達と独占ブルジョアジーの支配という事実からみて、天皇制はすぐれてブルジョア的」であったというところに示されるごとく、天皇制国家は「成立当初から」国家機構と土台とは乖離状態を現出させていた、とされる。

氏の論理の特徴は、みられるごとく、国家機構の形態は、土台とは相対的に独自の性格をもっており、絶対主義の支配は、統治形態をもつ戦前日本国家は、その土台に、ヨーロッパの古典的絶対主義の下でみられた、必らず封建的生産関係がなければならぬ、というような問題ではない、というところにある。⁽¹³⁾そしてこの論理の手がかりとして、マルクス・エングルス・レーニンのドイツ、ロシアについての「上からのブルジョア革命」説を示し、かれらがそこで行っているのは、資本主義の発展とともに絶対主義国家がブルジョア君主制に移行する、という立論であって、つきつめれば、国家機構とその土台とが相対的独自性・乖離をもつという方法を探っている、とされる。

この論理をさらに明確に補なって、つぎのように述べられる。すなわち、一般に、国家の統治形態は階級的な性格が同じであつてもさまざまでありうることをがみとめられている。⁽¹⁴⁾ブルジョア国家の立憲君主制・共和制・ボナパルティズム等。ただ絶対主義のばあい、その独自の統治形態と封建的階級支配とが結合されたものと考えられてきた。じっさいには、絶対主義といつても、西ヨーロッパの八階級均衡Vへの傾斜、ロシアの少くとも一八世紀までのブルジョアの封建勢力に比しての幼弱性（均衡の欠如）等にみられるごとく、ヴァラエティがある。ここに、さきのごとく、近代天皇制を規定することが可能とされる一根拠がある、と主張される。

氏の発想の起点は、日本近代の高度に発展した資本主義を、いかに「絶対主義的天皇制」と連繫させうるのか、という根本問題にたいする解決策を見い出そうとするところにある。そのさい絶対主義といえは、西ヨーロッパ流の古典的イメージに制約され、その封建的性格を説明すべく、近代日本の土地所有制の研究（それも封建制を立証することを目的とし

た)に収れんせざるをえなかったこれまでの講座派理論体系への方法的再検討をくわだてようとされたものである。氏のいわゆる「『労農派』の経済主義とちやうど裏返し(15)の経済主義」なる言葉は、それを示しているといえよう。

(2) さきの山崎氏の第二の論文が公表されたのと時期を同じくして発表された中村政則氏の所説を、つぎにみることにしよう。氏によれば、第一に、近代日本国家は、その成立期において、国家的領有制を基礎とする古典的、絶対主義により近い国家であったが、その後(一八九〇年期以降)、領主的土地所有が廃棄されたがゆえに、ヨーロッパでは過渡的土地所有としてしかとどまりえなかった半封建的土地所有がかえって異常に成長し、むしろ長期間にわたって頑強に存続したところの、日本型絶対主義として確立するに到った(16)(絶対主義の一基礎としての半封建的土地所有の承認)。第二、国家の本質(ブルジョア・地主支配) Ⅱ 国家類型と国家権力 Ⅱ 機構の絶対主義的本質(国家形態)とのズレが、天皇制国家の不安定性をひきおこし、その異常なまでの軍事的侵略主義の根拠となった、とされる。(17)この点、やや詳しくみると、ブルジョア支配の安定性とは、古典的には、普通選挙にもとづく代議制議会が、多数決の論理をもって、ブルジョアの私的 Ⅱ 階級的利害を、公的 Ⅱ 普遍的利害としての表現におきかえることによって、確保され、議会↓執行権力(官僚、軍隊)という規制関係をとっている。ところが、日本では、議会の位置はきわめて低くおかれ、かつ、またブルジョア(地主)利害は議会を通ずることなく、執行権力が担うところとなり、いわば「国民的合意」(コンセンサス)の存在を前提しない。かくて、ブルジョア支配の、形態的にみての「民衆」による支持基盤が欠如しているがゆえに、その不安定性が必然化される。ここに軍事警察的支配の狂暴さが貫徹する原因をもとめることができる、と述べられている。そして、「確立期の天皇制国家は、Ⅷ 国家類型Ⅴ論のレベルでは、資本制生産様式を支配的ウクラードとする資本制国家 Ⅱ 帝国主義国家(…)と規定しうるが、Ⅷ 国家形態Ⅴ論のレベルでは明らかに絶対主義的国家形態をとっていた。換言すれば、確立期の天皇制国家は、絶対主義的国家機構をもつ軍事的半封建的資本制国家と規定することができよう」と概括される。(18)

氏の発想は、「わたくしも大筋においてこの「ブルジョア国家としての階級の本質をもつ天皇制が絶対主義的統治機構をもつ、という」山崎の見解に賛成である¹⁹」と注記されているごとく、基本的には山崎氏がさいしょの論文で提示された土台と上部構造（政治形態）との相互関係にかんする方法と同一の立場に立たれていることが認められよう（地主制に関する評価の差異を含みつつ²⁰）。

(3) 山崎、中村両氏の絶対主義天皇制論は、その方法において、みられるごとく、いちじるしい類似点をもっている。それは、「絶対主義」を国家支配の形態（「統治形態」、「国家形態」）の概念として把握し、ウクラードの問題と直結した概念（資本制と封建制の「均衡」の下に成立する封建国家、したがってまた「最後の封建国家」）としては、とらえないという点で、一致している、といつてよいであろう²¹。むろん、地主制の評価や初期国家の性格論ではちがいを残しているが（山崎氏——「ブルジョア的」地主制²²、軍事専制権力／中村氏——半封建的地主制、古典的絶対主義近似形態）、「八・一五」に至る戦前天皇制の基本性格の評価では差はないといつてよい²³。

ところで、両氏の所説の基本線（形態）としての絶対主義）はどのような学說的系譜によって与えられているか。中村氏は、服部之総の見解に負うことを示されつつ、山崎氏と同様に、平野義太郎氏の戦後の見解にも負っていることを示されている。なるほど、服部之総のばあい、あるいみで、自覚的に、自己の天皇制国家論を、史実にもとづいて検討をくり返しつつ（自己批判）、中村氏が引かれるごとく、新しい絶対主義論の見地に近づかれたようである²⁴。さて、上述の平野氏の所説にかんれんして、ここに注記を与えておけば、氏自身が語られているごとく「国家（権力）と政府（政権）とを混同すべきではない。国家とその指導部である政府は、根本においてその階級的性質は同一であろうとも、政府の採用する日常政策の諸階級的性質は、国家のそれと必ずしも同一ではない。ことに絶対主義国家機構のもとにおけるブルジョアジ―が政府（たとえば隈板内閣）を組織したとしても、そのころは、ブルジョアジ―が国家権力を掌握したものはなかつ

た⁽²⁵⁾とあり、さらに「軍事的封建的帝国主義としてのツァーリズム国家や、日本の天皇制国家、十九世紀のドイツのカイザー国家もまた、…政治形態の絶対王政における多様性の、それ、その類型である⁽²⁶⁾」(傍点引用者)ともあることによって、明らかに、平野氏のばあいは、天皇制国家形態を、絶対王政の一類型とみている点で、山崎、中村両氏(とくに山崎氏)とはことなっているが、国家の階級の本質と、その国家がとる政治形態とは区別して理解しようとされた点では、両氏の観点の基礎を提供するものであった。

なお、このような方法によって、中村氏が、国家類型(ブルジョアの本質)と国家形態とのズレ(≡政治的不安定性)をみ、そのズレをたえずうめあわせようとするものとして、軍事警察的支配≡対外軍事侵略(軍事的資本主義の形成)をとらえた点は独創的なみかたであろう⁽²⁸⁾。もっとも、この表現は、つぎのフレームによっても、あるていど推測されえよう。すなわち、星埜惇氏の「国家権力の類型は封建国家、その形態は絶対主義的天皇制」とする全く正反對の評価ではあれ「天皇制を頂点とする官僚制(≡政府でもある)の規定こそがつらぬいていた…。官僚制、≡政府、≡議会⁽²⁹⁾」(傍点引用者)との論理を応用すれば、ブルジョア民主主義(ブルジョア国家基調)を前提とする諸国での≡議会≡政府≡官僚制≡とは反する規定関係を生み出しているのであるから、その政治的不安定性を生じるだろう、ということである⁽³⁰⁾。

だが、この独創的なみかたが、いったいどの程度において戦前日本国家の対外侵略と国内抑圧の体系を根拠づける要素たりうるかという点は、なお今後の課題となろう。すなわち、まず何よりも、ブルジョア民主主義をいちおう達成しえている諸国にあっては、その前提として、広範な商品交換関係を基礎に、諸個人間の民主主義的關係を創出し、いわゆる「近代市民社会」の洗礼を受けているのであって、封建的束縛・経済外的強制關係に対する強烈な反撥を生み出しており、そのことが、根拠となって近代国家の支配原理を≡議会≡政府≡官僚制≡という規制關係を基本とせずには成立しえない状況に到らしめていたとみることができよう。普通選挙制にもとづく代議制議會はまさにその一表現でなければなら

ない。ところが、戦前日本では、その点どうであったろうか。よく指摘されるごとく、明治維新を出発点とする近代日本国家は、十分な資本主義的商品交換関係を基礎とせず、日本封建国家の存立を可能ならしめていたところの鎖国体制の劇的な破砕を契機として、⁽³¹⁾ 一気に世界資本主義に結びつけられたがゆえに、資本主義的人間関係（市民社会的関係⁽³²⁾）を成熟させる条件を欠いたばかりか、むしろ近代国家が形成されるにつれて、人民に対する搾取・収奪がますます強化され、しかもそうした条件のもとでの人民の抵抗を圧殺し古い封建的支配秩序の再編・再興をも活用してゆくという状態であった、と考えられる。とすれば、△官僚制↓政府↓議会▽の規制関係の「不安定性」は、どれほど大きな意味をもちえたものかどうか、問題とされねばならない。端的に表現するならば、中村氏が指摘される「ズレ」（「軍事的半封建的」資本主義国家類型と絶対主義的国家形態との）なるものは、ブルジョアジーの私的⇨階級的利害を国民的⇨普遍的利害として映し出すべき媒介環としての普通選挙制・代議制議会の欠落に、もとめられていたのであるから、この欠落に矛盾を感じる人民の存在、という事実がなければ、欠落⇨矛盾性そのものは潜在化せしめられるといわなければならないだろう。⁽³³⁾

(4) これまで、絶対主義は、「封建制の最高かつ最後の段階」として、あるいは封建制と資本制の「均衡」国家として、把握されてきた。野呂栄太郎もその流れに沿った論理を、とくに第二論文（『諸条件』）において明確化させているように思われる。だが、とくに第一論文（『発達史』）では、上にみてきた統治機構の問題として絶対主義を議論している面が極立っていたし、ずっとのちの『现阶段の諸矛盾』においてさえ、その立場に近接した定式化がみられた（前出、本稿Ⅱ〔3〕四〇—四二ページ参照）。もっとも、それは、服部之総にみられたとき自覚的なものとみることができないが、それにもかかわらず日本最初の科学的歴史学研究としては、十分注目に値するものであったといえるであろう。

山崎、中村両氏は、絶対主義的天皇制を、いわば専制的な国家権力として、しかも専制一般ではなくその特殊形態たる絶対主義的専制主義として、再把握されたのであるが、野呂にあっても、おおむねそのようなものとしてとらえていたこ

とを指摘することは、そう無理なことではないのである³⁴。そこで、天皇制の本質規定を与えるために、諸段階におけるその支配のあり方を実証的に分析する作業³⁵とならんで、従来の絶対主義論(それとのかかわりでまたボナパルティズム論)の内実、とりわけヨーロッパの歴史的経験の総括としての絶対主義の内実を、くりかえし再検討する必要がある。また、マルクス主義古典としてエンゲルス、カウツキーの周知の定式が、しばしば利用されてきたが、それらにとどめず、全体的な再検討がもとめられる、といつてよいであろう。

(1) 「二七年テーゼ」(「日本問題に関する決議」)は「産業生産力の異常に急激なる成長は、資本主義関係の力強き発展、日本ブルジョアジーの政治的重要性及び比重増大とを齎し、その結果は、封建諸侯とブルジョアジーとの間の種々なる内部的軋轢妥協を通じて国家権力の変質をよび起した。資本家と地主のブロックは一般的に言つて日本帝国主义時代の極めて特長的な現象……」：政治権力は封建的要素たる大地主、軍閥、皇室の手中にあった。日本国家の封建的特質は単に前期過去の伝統的残存物、廢物的遺物に過ぎざるのみならずそれは資本主義の原始的蓄積にとつて極めて便利な道具であつた。日本資本主義はその後の全発展の全過程にわたつてこの道具を巧妙に利用した。……」「日本国家の民主主義化、君主制の清算、現存支配階級の権力よりの駆逐等のための闘争は、かくの如く資本が高度のトラスト化の水準に達した国においては不可避的封建的残存物に対する闘争より資本主義それ自体に対する闘争に転化するであろう。日本のブルジョア民主主義革命は極めて急速に社会主義革命に転化するであろう」(前掲『テーゼ集』三〇、三一ページ、傍点引用者、以下同じ)と規定している。ここにいうブルジョア民主主義革命の客観的条件とは「国家権力の構造における封建的残存物、農民問題の深刻さ」であり、また社会主義革命転化のそれは「資本の集中及びコンツェルン化の高度の水準、国家とトラストとの緊密なる融合、国家資本主義体系の比較的大なる進展、ブルジョアジーと封建的大地主との結合及びブロック」(同上、三二ページ)とされる。みられるごとく、ここでは天皇制国家機構は、資本主義発展の「道具」とされており、この点で「三二年テーゼ」の次の文言と異なる。すなわち、「日本の天皇制は、一方では主として地主として寄生的封建的階級に立脚し、他方では又急速に富みつつある強欲なブルジョアジーにも立脚し、これらの階級の棟領と極めて緊密な永続的ブロックを結び、仲々うまく柔軟性をもって両階級の利益を代表し、それと同時に、日本の天皇制は、その独自の、相対的に大なる役割と、似而非立憲的形態で軽く粉飾されているに過ぎない、その絶対的性質とを保持し

ている。」(同上、八一―八二ページ。ゴシックは引用者) 要するに、天皇制の固有の階級的物質的基礎の解明をつうじて、天皇制打倒の独自のブルジョア民主主義的意義を強調しているといえよう。

(2) 前掲、野呂「歴史的諸条件」まえがき、『全集』上、一六一ページ。

(3) たとえば安孫子麟による論争整理「寄生地主制論」歴史学研究会／日本史研究会編『講座日本史』9、東京大学出版会、一九七一年、および同氏による「日本地主制分析に関する一試論」『東北大学農学研究所彙報』一二巻二、三号(一九六一年三月)、あるいはシンポジウム『日本歴史』17「地主制」、学生社、一九七四年の諸報告と論戦、暉峻衆三「地主制」石井寛治・海野福寿・中村政則編『近代日本経済史を学ぶ』(上)、有斐閣、一九七七年を参照。なお、野呂栄太郎の地主制論及び絶対主義論について、猪俣津南雄との論戦における、その変遷と意義を、近く明らかにする予定である。

(4) 注意しておきたいのは、この「均衡論」を最もよく示しているものこそ、カウツキーの古典的理解であり、エンゲルスの前掲「家族、私有財産及び国家の起源」にはその点やや含みがあると考ええる。「均衡」を現象として展開している限りにおいて。

(5) 民主主義への敵対、国内抑圧と対外侵略——このシェーマは周知のごとくレーニン帝国主義体系の一基軸をなす。この特徴づけが「早熟的に」刻印されたことの意味は、後発資本主義国としてのその条件と、特殊的には列強の東アジア支配の展開の下で帝国主義化するという歴史的条件とによって与えられる。ここでは帝国主義化以外の道の選択がありえたのではないか、という根本問題については措くこととする(遠山茂樹『明治維新と現代』岩波新書、一九六八年)。なおこのような近代日本の位置づけについては芝原拓自「明治維新の世界史的位置」『歴史学研究』別冊特集『世界史と近代日本』一九六〇年を参照。その一九二〇年代における分析視角では野呂、前掲「日本資本主義現段階の諸矛盾」における「日本資本主義が資本主義世界体制のなかにしめる特殊なる地位」(『全集』上、三二四ページ)の主張、あるいはまた「帝国主義とは、一つの世界的範疇であり、国際政治過程である。ゆえに、日本資本主義が、はたして帝国主義の発展段階にまで成熟せりやいなやの分析、究明は、つねに、世界資本主義の現実的運動との内部的連関においてのみ考察されるべきであり、かくしてのみ、日本資本主義の現実的運動の全体性的理解にまで到達しうるのである」(「プチ帝国主義」論批判)『太陽』一九二七年六月号、『全集』上、一三二ページ)とした主張が極立っている。

(6) 大江志乃夫『日本の産業革命』岩波書店、一九六八年、一〇五ページ以下。芝原拓自「天皇制成立期における国家威信と対外問題——十四年政変と壬午の変をめぐって——」前掲『大系日本国家史』4。国家権力論的視角、ないし国家機構の編成Ⅱ確立の視

角から、自由民権運動圧殺Ⅱ国民主権確立への敵対の方向での展開について叙述したものとしては、山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』弘文堂、一九七四年を参照。本書は上の反人民的方向での権力確立過程を、軍事官僚制の天皇への直属化(一八七八年参謀本部の独立をはじめとする)を通して考察している。なお、芝原拓自『世界史のなかの明治維新』岩波新書、一九七七年は、一八六八年の「政体書」Ⅱ太政官体制をもって絶対主義的国家形態の成立(エッセンス)とし(九一―九二ページ)、一八七六年前後をもって維新の「終期」とみている(二二二ページ)。

(7)

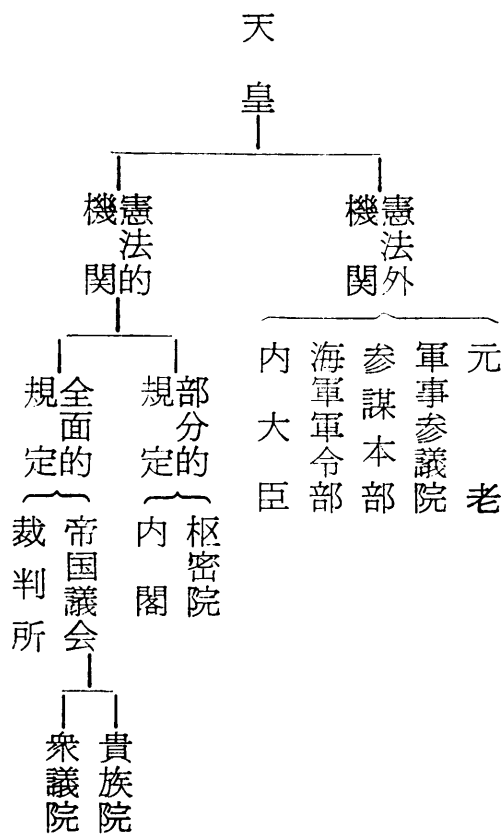
明治三、四〇年代の帝国主義化過程については、山田盛太郎、前掲『分析』以来、通説化している。その視角は、労働手段(工作機械)生産見透しの確立・鉄石炭の安定的確保(大冶鉄↓対外侵略)・鉄道国有(軍事的資本主義の輸送機構全国一元化)―によって与えられる。すなわち、産業資本の確立がほかならず対外侵略性(軍事的)を不可欠の要素として実現されること、産業資本確立Ⅱ帝国主義同時転化として把握されること、これである。この視角とともに、『分析』では、旋回基軸Ⅱ軍事重工業における労役の軍事的編成(囚人労働を嚆矢とする)及び、経済外的公力によって守られた半隷農制的農業労働とその基盤の上に成立する家計補充・家内副業、という工、農を通ずる労役の軍事的性格を物質的土台として軍事的(軍国主義的)な日本資本主義が成立する、という視角をも、あわせもっていた、と思われる。日本帝国主義の早熟的成立の視角から、換言すれば、国内での近代的独占の未確立のもとでの対外侵略の視角から、一九〇〇年の伊藤博文らによるブルジョア政治勢力の結集Ⅱ政友会創立(ブルジョアジーと絶対主義天皇制との同盟)、財閥的独占がこの前後から成立したこと、さらに義和団Ⅱ北清事変鎮圧軍の派遣とをもって日本帝国主義の成立を主張されたのは、井上清「日本帝国主義の形成」歴史学研究会編『近代日本の形成』岩波書店、一九五三年であった。また国際関係論視角から、換言すれば帝国主義領土再分割闘争に加わったか否か、すなわち「諸民族を抑圧民族と被抑圧民族とに分けること」(レーニン「革命的プロレタリアートと民族自決権」、またその表現に従えば「帝国主義とは、本来帝国主義国内の民衆や、また内外の従属民族の抵抗を抑圧するための体制である」との視角から、北清事変を含む東洋、とりわけ中国をめぐる国際関係の展開との関連において日本帝国主義の成立を主張されたのは、江口朴郎「帝国主義と民族」東京大学出版会、一九五四年、であった。

(8)

この過程、すなわち第一次護憲運動の高揚は第一次大戦の勃発と相俟って官僚と特権ブルジョアジーの癒着をうみ出し(一九一六年四月―一七年一月の経済調査会を徴表とする)、これは「上からブルジョア革命の開始」を示し、のち原敬内閣以後をもってその革命の「本格的開始」と規定されるのは後藤靖「近代天皇制論」前掲『講座日本史』9、二二二ページ以下である。

(9) 通常、大正デモクラシーによる原敬内閣の成立をもって、日本における政党政治の開始とされる。しかし、その「政党」政治のもつ前近代性については、原内閣それ自体の成立過程（原と元老山県との関係）及びその政策実施過程（選挙有権者資格の拡大の一方で小選挙区制の採用による政友会の圧倒的多数化の実現）等の分析を通じての批判的検討が金原左門「大正期の政党と国民」塙書房、一九七三年、で行われている。

(10) この点について長谷川正安『昭和憲法史』岩波書店、一九六一年はつぎのように述べる。——「明治憲法制定時の日本の国家機構は、…天皇を中心に、憲法外の国家機関と憲法上の国家機関が左右にバランスをとり、さらに、憲法上の国家機関が、その構成員について個別的にしかふれていないものと、はっきりした規定をもつものでバランスをとりあっていた。しかも、憲法上明確な議会在が、貴族院と衆議院で左右にバランスをとりあう。天皇制は、このように、じつに慎重なバランスのつみかさねにより、時代の推移にもたえうるよう構成されていたのである。憲法制定当時、比重の大きかったバランスの前者は、より封建的な性格を、しだいに比重をましてゆく後者は、よりブルジョア的な性格をもっていた。天皇制絶対主義は、こうした二重構造の



封建的な統一機構であった」（同書、一三ページ）と。氏はその主張の明確化のために上掲の図式を示される。氏の主張を上掲の図式によって簡潔に示すと、図式の「天皇」より右の部分（憲法外機関）は「より封建的」、左の部分（憲法的機関）は「よりブルジョア的」ということになり、天皇制国家の二重性を表現されている。したがって、時代が下るとともに憲法外機関→憲法的機関へ、とその権力機構における重点が変化するという主張である。「地主ブルジョア・ブロック」から「ブルジョア地主ブロック」への変質の論理ノ注（6）山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』では、天皇制国家が、自由民権

運動の高揚に教訓を得て、将来の人民勢力の前進による天皇制国家破碎を防止するために、一方では民権運動への妥協・懐柔として「議会開設」、憲法発布を約しつつ、他方では政府権力の窮極的根拠たる軍事機構を人民闘争の嵐による動揺から切り離して、天皇制国家の安全保障を形成したところに、その大きな意義をとらえていた。この点で両者では基本的認識が異なる。これとならば「憲法ナル者ハ一法律ニシテ文ナリ華ナリ、苟モ皇室ノ基礎タル実質ニシテ鞏固ナラス。焉ソ其文ト華トヲ永遠ニ保ツ

コトヲ得ンヤ。是レ仏人ノ徒ラニ法律文華ニ整備ヲ求メテ其実質ノ鞏固ヲ務メス、大権ノ所在動揺定マラス終ニ屢国命ヲ革メ潰裂渙散復タ如何トモスル能ハサリシ所以ニ非スヤ。我国今将ニ憲法ヲ建定セントセハ、先ツ皇室ノ基礎タル実質ヲ鞏固ニシテ以テ千万歳後大権動揺ノ弊ヲ今日ニ防遏セサル可カラス」として皇室財産確立の意見を提出した岩倉具視の主張(一八八二年二月意見書)以降、拡張される皇室財産もまた、天皇制国家安泰の保障とされたのである。

(11) 山崎隆三『講座派』理論の批判的継承のための序説 前掲、四九一—五〇〇ページ。なおまた同氏「近代天皇制論」石井寛治・海野福寿・中村政則編『近代日本経済史を学ぶ』(上有斐閣、一九七七年、参照のこと)。

(12) この国家機構の絶対主義的専制的性格についてコミンテルンの諸テーゼは次のように述べている。——(一)「日本共産党綱領草案(一九二二年)」では「国家権力の半封建的特性」(前掲『テーゼ集』五ページ)、(二)「二七年テーゼ」では「政治権力(の)封建的要素」「日本国家の封建的特質」(同上、三〇—三二ページ)、(三)「政治テーゼ草案」(一九三一年)では「日本の国家権力は金融資本が覇権を握れるブルジョア地主の手中にある」「天皇制は…金融資本を先頭とする支配階級のファシズム的弾圧、搾取の有力なる道具となっている」、地主の土地を取り上げて農民大衆に与えるための「ブルジョア民主主義的任務を広汎に抱擁するプロレタリア革命」を(同上五〇—五三ページ)、(四)「三二年テーゼ」では「一八六八年以後成立した絶対君主制…無制限絶対の権」(同上、八一—八二ページ)。みられるごとく、やはり(四)で明確に「絶対主義的・専制的性格」が規定づけられる。(五)ところで興味深いことに、日本労働組合評議会はすでに一九二五年八月七日付機関紙「労働新聞」において労働者農民のヘゲモニーによる「民主主義的変革」の「必然不可避」と終局におけるプロレタリア革命へのコースを主張し、「封建的残存物」重視の立場をとり(谷口善太郎『日本労働組合評議会史』新日本出版社(旧版、共生閣、一九三二年)、一九七五年、九〇—九二ページ)、一九二六年八月の第三回中央委員会では「帝国主義時代に於ける封建的遺物に対する闘争、反動化しつつある資本家階級に対する闘争、即ち民主主義の獲得のための政治的闘争」を「当面の中心的、統一的闘争目標」と設定し(同上、一六三—一六四ページ)、絶対主義の表現こそはみられないものの、「絶対主義的支配」(三二年テーゼ、八三—八四ページ)の実態をプロレタリア的嗅覚で感じとっていったといえよう。

(13) この点は、つぎのような批判がある。「天皇制を絶対主義論として論じるばあいには、それが如何に絶対主義の変種であって、ヨーロッパの絶対主義と連繋をもって、世界史的見地から論じられねばならない」、「この見地からすれば、絶対主義から強いて絶対主義的天皇制を区別する必要はない」(守屋典郎、前掲『書評中村政則編』大系日本国家史4近代I』、五九、六〇—

ジ)。この批判の帰着点は、日本の天皇制が絶対主義である限り、やはりそれに照応した経済構造（半封建的地主制）と独占資本主義（）を持っていて、ということであろう。ところで、日本の場合、プロシヤ絶対主義型の憲法構造（似而非立憲的形態）を採用したことに見られるごとく、紛れもなく絶対主義的支配構造であった。この絶対主義の支配形態は、世界的には封建制（ヨーロッパ）末期段階に現われた、したがってその限りで当該期の生産関係（階級対抗）に規定されて登場したという特殊性を有する。このことに関しては論者たちに相異はなかったはずである。なお、絶対主義を国家機構の問題として解する方法については、守屋氏同様に、「特定の歴史段階に出現する国家形態の特質を（その階級の性格を含めて）表現する概念である」という絶対主義なる「学術用語の使用法として疑問がある」（毛利敏彦「明治維新論」黨弘道ほか『概説日本史』有斐閣、一九七七年、二二二ページ）とする政治史家の一批判が存在する。これについて講座理論の批判家はいう。「本来、絶対主義は封建国家からブルジョア国家への過渡期にあらわれる国家形態であり、一方で資本主義的な社会関係がある程度発展しつつも、他方で封建的關係がなお根強く残存し、いずれも支配的な力をもちえない過渡的な社会状態に対応する……したがってそれは封建的要素と資本主義的要素という二つの基礎の上に立っている」（小島恒久『日本資本主義論争史』ありえす書房、一九七六年、三一ページ）。ところで最近、田中彰氏は、岩倉遣欧使節団について興味ある研究を公表され、この使節団が欧米に学んだものが、例えば大久保利通「立憲政体に関する意見書」（一八七三年七月）にみられる「君民共治ノ制」のごとく、絶対主義天皇制を組織しようというところにはなく「米欧近代国家をくぐりぬけての、いうなれば十九世紀後半における近代的専制」を目指したものであって、これをみずに「たんに絶対主義概念のみで……規定したとき、一見それは権力へのきびしい本質規定をしているかにみえて、じつはその逆であり、明治国家あるいは近代天皇制の本質規定としてはあまりにも世界的条件をぬきにした硬直化したとらえ方になっているのではなからうか」（田中彰『岩倉使節団』講談社、傍点著者、一九七七年、一九七ページ）と主張された。岩倉使節団が初期政権の基本方向（ブルジョア化）を規定したことは重要であるが、その後注（10）に示したごとくむしろ広はんに展開された民権運動との対抗上、権力支配の具体的形態が確定されてゆくのであり、使節団の歴史的意義をみるさいにも、この点の考慮が必要ではないかと考える。

(14) 山崎隆三「『上からのブルジョア革命』論について」前掲、三八ページ。

(15) 山崎隆三、前掲「序説」四四ページ。

(16) 中村政則、前掲「近代天皇制国家論」四七―四八ページ。

- (17) 中村政則、同上、五四ページ以下。
- (18) 中村政則、同上、四八―四九ページ。
- (19) 中村政則、同上、三四ページ。
- (20) 日本の絶対主義天皇制を評価するさい、この、地主制評価がキー・ポイントをなすことは、これまでの論争でも明白である。さて繰り返しをいとわず述べるなら、従来の通説が地主制の(半)封建的性格を基本的な論拠として、そのいみで生産Ⅱ階級構造を包括して、絶対主義論をくみ立ててきた。これに対して、山崎氏の立論は、そのくみ立てでは、地主制の(半)封建的性格の存在を不可避的に論証することが求められるが、それは正しくないこと、けだし日本の地主制は、それ自体として封建制的生産様式ではないからである。しかるに支配機構が絶対主義的形態である以上、生産Ⅱ階級構造と直結された絶対主義論はとりえない、というものであり、ここに統治形態と国家の階級の本質を区分した理解が必要である、と主張されたのである。これに対して、中村氏にあっては、山崎氏の方法(区分)に賛意を表しつつ、しかしながらなおかつ、地主制の(半)封建的性格の確認を、その理論的背景とされたのである(「軍事的半封建的資本主義」)。なお、ここで興味深い最近の労作として福富正実「封建論争と日本マルクス主義」『現代の理論』一九七七年五月号を参照されたい。とりわけその一七ページ以下に注意。
- (21) △国家類型▽、△国家形態▽というカテゴリーを用いることによって、中村氏は絶対主義的天皇制論の再検討を提唱されたが、このカテゴリーについては、すでにつきのごとく定義する説が存在する。「国家の類型は、その国家がどのような経済的土台を擁護し、どのような支配階級の利益に奉仕しているかを示している。このもっとも重要なカテゴリーのプリズムをとおして考察される国家は、階級的規定性をもっており、通例、経済的に支配する階級の独裁としてあらわれる。」「歴史上、搾取者国家の三つの基本的な類型が存在する。奴隷制国家、封建制国家、ブルジョア国家がそれである。」「資本主義的生産様式の勝利は、その階級の本質において新しい国家の歴史的類型――ブルジョア国家を生みだした。すべてのブルジョア国家は、その形態がいかに多様であろうとも、生産手段の資本主義的所有と資本主義的搾取関係を擁護するブルジョアジーの階級の独裁としてあらわれる。」「(ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所『マルクス・レーニン主義国家・法的一般理論』藤田勇監訳、下、日本評論社、一九七三年、二二七ページ)またいう。「国家のあれこれの変種の特異性を確定するのを可能にする標識となるのは、国家の編成をあらわすそれらの形態である。／……社会の経済体制は、全上部構造を全体として規定するものであるが、国家の形態については、その内容を屈折しつつ、究極的にのみこれを特徴づける。」(同上、二三四ページ、傍点原著者)△類型▽と△形態▽

——△形態▽は△類型▽によって究極的に規定づけられるが、それはさまざまでありうる。同様な見解は、田口富久治編『マルクス主義研究入門2 政治学』青木書店、一九七四年、三一—三二ページ、また、安部博純『日本ファシズム研究序説』未来社、一九七五年、第二章にもみられる。

(22) 山崎隆三、前掲「上からの：」三六ページ。

(23) とはいえ、すでに注(20)に示したごとく、両氏の方法上の一致または近似性にもかかわらず、微妙な差異が存在することもまた事実である。国家の支配形態では、絶対主義的専制的性格を指摘する点で一致しており、したがってまた国家変革の論理でも一致がみられる(二段階革命論)というかぎりでも両氏に「差はないといってよい」という意味に了解されたい。

(24) 中村政則、前掲論文、三 服部之総の近代天皇制論、及び、同氏「服部之総と近代天皇制論」『歴史学研究』三九一号、一九七二年を参照のこと。

(25) (26) 平野義太郎『国家の機構と民主的変革』新日本出版社、一九七四年(旧版、『国家権力の構造』理論社、一九五四年を基礎とする)一六七、一七五ページ。この視角についての戦前の発言では——「特定の国家形態は、生産諸関係そのものの内部から生じて来る当該特定の生産組織体の全構造にその根柢をもち、この経済的全機構は、歴史的にあたへられた客観的な前提諸条件の発展転化の歴史的所産として構造づけられる」(平野氏『日本資本主義社会の機構』岩波書店、一九三四年、二四五ページ、傍点引用者、以下同じ)。したがってまた明治政権とは「半隷農体制をそれ自身の基礎として、その上に立ちながら資本の本源の蓄積を強行するところの、歴史的範疇たる西欧の絶対主義国家形態が、歴史法則的に具有した本質とひとしくする」(同上、二七三ページ)。また地代論より展開している。——「すでに社会構成としての農奴制度が解体し、封建制度が解消し、身分的ヒールアルキー・武装従臣の権力組織が崩れ、土地売買の禁が解かれ、割拠的分権的領主制が統一され、かくして中央集権的官僚制の掩護によるとはいへ、工業における資本制生産様式が支配的定則となり貨幣経済と商品流通とが農村経済をその網のなかにひき入れたのであるから、封建的構成の下における封建地代と區別して、この地代が半封建的地代といはれる。」(平野氏「半封建地代論」『改造』一九三五年一月二月号——歴史科学協議会編『歴史科学大系9 日本資本主義と農業問題』校倉書房、一九七六年所収、一五五ページ)「封建制度そのものが崩れ、土地の私的所有がみとめられたにしても、自己の再生産に必要な労働条件を占有している直接的生産者が労働条件となつてゐる土地の所有者に一切の余剰労働を給付せねばならぬ階級関係(封建地代範疇の基礎)が存続するかぎりには、いかほど残存物にすぎないとしても封建地代範疇をもって律すべきである……封建制度の

ヒールアルキーと土地の領有とが崩れ、私的土地所有の成立へ進んでるのだからこそ、私はこの場合の地代を半封建地代(封建地代範疇)〔強調、平野氏〕と規定する(同上、一六四ページ)。これをもって絶対主義の経済的基礎が示されていたのである。みられるごとく、平野氏にあっては、国家形態と経済構造(類型)とは、一貫して、一体のものとして展開されてきたといえよう。

(27) 中村政則氏は前掲「近代天皇制国家論」三〇―三一ページにおいて、平野氏を天皇制国家Ⅱ資本制国家と評価しているものと、とらえられている。ところが、前注(25)(26)に引いた平野氏の主張をみると、単純ではなさそうである。なお守屋氏も前掲「書評」において国家類型と形態の区別の必要性について氏自ら以前より熟知されていたと主張される。だが、注(13)も参照。

(28) 守屋典郎、前掲「書評」、参照。

(29) 星埜惇『社会構成移行論序説』未来社、一九六九年、一四三ページ。

(30) むろん、立法権力の行政権力に対する優越を原理的起点にもつ近代国家の官僚制は、まさに「市民社会自体の内部に対立と闘争が激化してきたため、既存の権力担当者の政治的意思を主として反映していた議会の政治的能力のみを以てしては、この社会的分裂を統一した国家秩序にまで昂めることが容易でなくなった」もとで、「嘗ての絶対制時代を髣髴させるような、超越的で独自の立場から国家権力の発動を要求する機運が醸成され」「いままでの統治構造において行政執行者が占めていた地位の相対的優越化をもたらし」、「新しい官僚制は、いまや危機に臨んでいる近代国家がその支配関係を正当化するために主張しはじめた行政の管理的機能とその遂行を確保する強大な権力的装置の把持者として、そのたぐいなき巨姿を示しはじめた」という現象が一九世紀末以降の欧米に出現したのである(辻清明『日本官僚制の研究』新版、東京大学出版会、一九六九年、一六一―一八ページ)。そのいみで△議会↓政府↓官僚制▽フレームを絶対視してはならない。かりにこれが保持されても△官僚制↓∴▽の力が働く傾向が存在している、ということである。とりわけ、後発資本主義国としての日本がその近代化過程を辿るまさにその時期こそ、世界的にはこの現象がすでにするどく表面化していたのである。絶対主義天皇制国家形態(統治形態)そのものは、国民(人民)主権確立のための闘争に対する敵対物として成立したのであるが、「国民主権と人民主権の相異については、杉原泰雄『国民主権の研究』岩波書店、一九七一年、のとくに第二篇で簡潔に知られる」、日本では当該段階の帝国主義的対外侵略と国内抑圧のための存在理由を獲得したものと違ってよい。その点でこの国家形態がとる前近代の特徴は、いずれ資本主義の発展とともに解消されゆくべきものとみるよりも、その存続の必然性が与えられているとみななければならない(江口朴郎、前掲『帝国

主義と民族』では「帝国主義段階の到来と共に決定的となる」資本主義社会の反動化と前近代的ないし半封建的支配要素とが結び合う特殊な意義を強調している。それゆえ、わたくしは、天皇制国家の絶対主義的機構を、かつて、猪俣津南雄が表現したごとき「封建的絶対主義の強き残存：だがしかし、それは主として、右の如き制度的表現として、しかも特にイデオロギーとしての残存」（猪俣、前掲『現代日本研究』改造社、一九二九年、一五七ページ）との評価にくみすることはできない。なお、「金融的寡頭支配者たちは、権力政治よりもむしろ民主政治を好む。：寡頭支配にたいする周期的な国民の信任投票：によって、この体制の安定性が増進せられ、……」（P・ balan / P・スウィージー『独占資本』小原敬士訳、岩波書店、一九六七年、一九〇ページ）という理解も存在する。このことは辻氏の前掲書の視角と比して興味深いものではあろう。とりわけ、アメリカの政治状況では。

(31) 鎖国体制破碎の意味について——「封建制度崩壊の客観的ならびに主観的条件の成熟を急速に激成し、明治維新の革命的変革の時期を促進した第三の、わが資本主義の発達にもっとも決定的意義を有するモメントを看過してはならぬ。それは、有産者諸国の開港要求、すなわち資本家的生産様式採用の強制であった。」（野呂、前掲「歴史的諸条件」、『全集』上、一七六ページ）。江戸封建体制は、前代豊臣による鎖国〔対外通商の諸藩・商人からの剥奪と幕府による独占、イデオロギー的には反封建Ⅱ反領主「平等」と、三代將軍家光による鎖国〔対外通商の諸藩・商人からの剥奪と幕府による独占、イデオロギー的には反封建Ⅱ反領主「平等」思想転化の契機たりうるキリスト教浸透の禁圧〕の完成をまっけて、ようやくに確立した、という事実を照らしてこのことのもつ意味は鮮明となる。ここに縷説の要はないと思われるが、羽仁五郎『明治維新史研究』岩波書店、一九五六年、八八ページ以下の一「明治維新はいかなる世界的発展段階において行われたか」（一九三二年）には、野呂の先に引いた視角が明瞭に継承されている。また芝原拓自「明治維新」岩波講座『世界歴史』21、一九七一年、同氏『世界史のなかの明治維新』岩波新書、一九七七年のとくに冒頭「欧米列強と日本」の章を参照。

(32) 大塚久雄『近代化の人的基礎』筑摩書房、一九六八年（旧版、一九四八年、白日書院）、などにおいて、戦前日本の前近代性を、この人間類型の変革によって近代化することの重要性を説き、戦後民主変革期においてその方策として教育〔近代的人間関係内包Ⅱヨーロッパにおけるプロテスタントイズムが果たした「役割」に類比さるべき〕を重視されたことは、記憶に新しい。また視角そのものとしてはこれと全く一致しているわけではないが、日本における「市民社会」関係の未成熟を意識されたものとしては平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、一九六八年がある。さらにまた水沼知一『日本資本主義論争』における『国

民経済』問題」大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』アジア経済研究所、一九七三年が是非とも参照すべきである。なお注(7)で山田盛太郎『分析』について略言したごとく、本書にあっては、経済構造の分析から、上層建築たる支配構造・イデオロギーについても分析の基礎を与えられようとしている(軍事的な労役の上に成立する軍国主義、「ナポレオン観念」「家長的家族制度」)において、まさしく「全機構的把握」を正当にも目指されたのであり、それゆえにこそ、その後の社会諸科学に絶大なる影響を与えてきたこと、これは看過されてはなるまい。さらにまた、福島正夫『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会、一九六七年において、近代法の移植と、前近代の「家」制度との結合が、日本資本主義発展にいかなる意義を有するものであったかが、知られよう。

(33) 議会の欠落、国民主権の欠落察知・知覚はむろんたんに主観の問題ではありえない。現実の政治的・社会的諸矛盾が人民をしてこの欠落を知覚させてゆく、というプロセスが今一つ問題となろう。さらにまた、いかに人民闘争を懐柔する方向で議会制(それも制限選挙に基く)を持ち込もうとも、かつ資本主義を発展させたことによる資本―賃労働の対抗の展開、地主―小作関係の強搾取と抵抗の進展が、いくつかの媒介を通じて懐柔の意図をこえてまさに議会に、「反映」してゆくことは、知られる通りである。なお周知の如く、従来の諸説では、中村氏の主張されるこの国家類型と国家形態との矛盾―ズレを解消する手段として対外軍事侵略が不可欠の要素となった(「軍事的…国家類型」の謂)という理解からではなく、遠く山田盛太郎『分析』で示された経済構造の矛盾を基柢としての対外侵略性が強調されてきた。『分析』の一解説は述べている。いわく「全機構に相応の形をとって滲透し貫串する構造的な『制約』」からの必然的帰結として、まず労働手段生産部門…の『軍工廠内部への埋没』ないし『依存』の関係の成立が、さらには『鉄鉱欠除』『石炭窮乏』の事情とも関わる基本原料部門…『官行』、『軍事的統制』、『財閥独占』と『植民地圏劃保』の関係の成立が(天皇制国家…軍事機構と財閥資本との合成の範疇的表現)、結論づけられ、…したがってまた総じて日本における産業資本確立過程と帝国主義転化…金融資本確立過程との『同時的』、『二重関係』を必然化する根本事情にほかならぬ…(南克己「解説」、山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波文庫、一九七七年、三〇三―三〇四ページ)、と。なお本稿との関わりにおいて、南氏「解説」は、その三〇一―三〇二ページで野呂の高橋亀吉批判(産業革命論をめぐる)への山田氏のラヂカルな批判を、明示されている。参照のこと。

(34) 野呂は「発達史」でつぎのようにのべている。「明治維新が、反動的なる公家と、同様に本質的には封建意識を脱却しえない武家との意識的協力によって遂行せられたということは、…わが政治的組織がながく今日にいたるまで反動的専制的絶対的性質

を揚棄しえないゆえんである」(五九ページ、傍点引用者、以下同じ)。また「わが国の産業革命は、専制政府の保護、誘掖のもとに温室的に助長せられたのであるが、それはまた後進資本主義国としては：絶対に必要であったのである。そしてこの過程において専制的絶対勢力は完全にブルジョア化してしまったので、新興大ブルジョアジーとしては獲得しなければならぬ政治上の自由の必要を感じなかつたのである」(八八ページ)。「わが国は、その急速なる産業革命の進展にもかかわらず——いな、むしろあまりに急激なる産業革命の跳躍的發展のゆえに、かえって——毫末も絶対的専制政治形態を揚棄することはできなかつた」(九三ページ)。また、「歴史的諸条件」では——「専制政府の保護主義：は、いまや、それによる資本家的商品生産のあまりにも急速なる發展と、世界資本主義の帝国主義的發展傾向とのゆえに、自由主義に道をゆずる余裕もなく、ただちに、換骨奪胎してあらたなる存在理由を見いだすにいたつた」(一九三ページ)。「かれら〔地主〕は、今日なお、直接に生産者と対立し、封建的「経済的強制」によって小作農民を搾取している。ここに、われらは日本における絶対専制支配の——専制的国家形態の依然として根づき基礎を見いだす」(二三三—二三四ページ)。「日本における土地所有関係の特質」では——「人民を官吏と軍隊と警察とに隷従せしめる専制的支配は、また、帝国主義ブルジョアジーによつても、積極的に利用されている。そして、また、この専制的反動と帝国主義的、反動との融合が、半封建的生産関係の上に立つ専制的勢力のブルジョア化によつて、可能にされ必然にされていることはいうまでもない」(三一六ページ)。

(35) 最近のその作業として、古代から近代にいたる天皇制支配の歴史過程を素描した、後藤靖編『天皇制と民衆』東京大学出版会、一九七六年を参照のこと。

二 マルクス・エンゲルスの絶対主義・ボナパルティズムと天皇制国家

(その1) 「一八四八年」「一八五二年」の時期

本章冒頭においてのべたごとく、マルクス・エンゲルスの絶対主義・ボナパルティズム論の再検討を行うばあい、それは当然、かれらの国家論一般の問題として提起さるべき重みをもつ、といつてよい。じじつ、山崎、中村両氏の天皇制国

家論の究明の方法が、すぐれて、たんに絶対主義やボナパルティズムの孤立的定義にもとづく論述とはなっていないところにも、それをうかがわしめるものがある。とすれば、本稿の論究すべきテーマは、ひとまず、マルクス・エンゲルスのあの膨大な著作に沈潜し、国家論一般・絶対主義論・ボナパルティズム論をその中からひきずり出すところに設定されなければならぬだろう。しかし、ここでは、むしろ禁欲的に、一八四八年のフランス二月革命・ベルリン三月革命とフランスフルト国会・メッテルニヒ失脚を決定づけたウィーン三月革命に示されるヨーロッパにおけるブルジョア革命の時期、一八五二年にはじまるナポレオン三世のボナパルティズムの時期、さいごに一八七一年三月のパリ・コミューンの時期の三つの時期にかんする二人の諸著作を検討の対象としたい。このような限定的作業にとどめたのは、社会変革の嵐の中でこそ、社会・政治認識のラディカルな進展がみられるし、じじつまたその時期こそ、社会諸関係のいくたの諸矛盾が奔出し、国家の基本的性格、その役割が明確化されると考えられるからである。検討の方法としては、ここでは、問題別に整序するのではなく、むしろ、時系列的に並べてみることに留意したい。それは、一つ一つの概念獲得が、社会・政治情勢のいかなる変化に対応して、可能となつていったかを示したいからであり、いま一つは、検討者の恣意に委ねることなく、できるかぎり全体として理解を深めたいと考えるからである。また、そのような方法をとることのほうが、いまは、重要に思われる。

(1) マルクス フランスにおける階級闘争——一八四八〜一八五〇年（一八五〇年執筆）

この論文において、マルクスは、一八三〇年らしいのルイー・フィリップの七月王政の下で階級闘争がどのように展開され、四八年の二月革命を招いたか、さらにボナパルトがそのごどうして政権を奪取するにいたったかをあつづけている。以下その叙述を追ってみよう。

「ルイー・フィリップの治下でフランスを支配したものは、フランスのブルジョアジーでなくて、その一分派であり、銀行家、取引所王、鉄道王、炭鉱・鉄鉱・森林の所有者、彼らと結ぶ一部の地主——いわゆる金融貴族であった。」「本来の産業ブルジョアジー」は「金融貴族の専制」が一層強められ、しかも産業ブルの下に労働者階級を確固として従属させるにつれて、政府反対の動きをますます強化した (*MEW, 5 Auflage, Dietz Vlg., Berlin, 1973. Bd. 7 S. 12*)。この動きを決定的にしたのは、一八四五・四六年のジャガイモ病と不作、四七年秋らしいイギリスの全般的な商工業恐慌であつて、四八年「二月共和制は、まずさしあたってはむしろ、金融貴族とならんで有産階級全体、*sämtliche bestzenden Klassen* を政治権力 *der politischen Macht* の圈内にはいらせることによつて、ブルジョアジーの支配、*die Herrschaft der Bourgeoisie* を完全にしなければならなかつた。∴労働者は、七月革命のときにブルジョア君主制、*die bürgerliche Monarchie* をたたかいたように、二月革命のときは、ブルジョア共和制、*die bürgerliche Republik* をたたかいた。」 (*Ibid., S. 18*)。かくて「一七八九年の革命がまさきをやつた仕事は、農民の肩から封建的な重荷をとり去つてやることであつたが、一八四八年の革命は、資本を危うくしないため、また資本の国家機構 *Staatsmaschine* のはたらきをつづけさせるために、農村住民に新しい税金をかけることでみずからの出現を告げたのである。」 (*Ibid., S. 25*)

「五月四日に、直接普通選挙によつて *aus den direkten allgemeinen Wahlen* 成立した国民議会が召集された。∴それ〔普通選挙権—引用者〕は、階級闘争を束縛からときはなち、ブルジョア社会のさまざまな中間層に彼らの幻想と幻滅を迅速に体験させ、搾取階級の全分派 *sämtliche Fraktionen der exploitierenden Klasse* を一挙に国政の高みに押し上げ、そして彼らからそのまやかしの仮面をはぎとつたのである。」 (*Ibid., S. 29*)

「ヨーロッパは、神聖同盟が勝利したので、〔今後—邦訳全集版挿入〕フランスのプロレタリアートのどんな新しい反乱も直接世界戦争 *Weltkriege* といつしよに起こる、という状況になつた。新しいフランスの革命は、ただちに国民的な

地盤を捨ててヨーロッパ的な基盤をかちとることをよぎなくされている。そうした地盤においてのみはじめて一九世紀の社会革命 *die soziale Revolution des 19. Jahrhunderts* になしとげられる。」(Ibid., S. 34)

「ブルジョアジーの利益、その階級支配と階級搾取の物質的諸条件こそ、まさにブルジョア共和制の内容をなしている」(Ibid., S. 36)。一八四九年の「憲法は、固定的無責任な世襲王制 *das stationäre, unverantwortliche Erbkönigtum* を廃して、可變的有責任的な選挙王制 *ein ambulantes, verantwortliches Wahlkönigtum* を、すなわち任期四年の大統領制 *eine vierjährige Präsidentschaft* を、採用することによって、カヴェニャックの独裁 *der Diktatur Cavaignacs* という事実を登録し法制化した。」(Ibid., S. 41)「この憲法は…どんな社会革命をも確認したのではなく、それは革命にたいする旧社会 *der alten Gesellschaft* の一時的な勝利を確認したのであった。」(Ibid., S. 41)「この憲法の総括的な矛盾は、…憲法がその社会的奴隷状態を永久化するつもり諸階級に、つまりプロレタリアート、農民、小ブルジョアに、普通選挙権 *das allgemeine Stimmrecht* を与えて政治的権力をもたせている *in den Besitz des politischen Macht* ことである。」(Ibid., S. 43)

こうして一八四八年十二月一日の大統領選出の選挙で、カヴェニャック一〇〇万票に対してナポレオン六〇〇万票という結果をみた。「さきに共和制は、農民に、徴税吏をもって自分の登場を告げたが、農民は、共和制に、皇帝 *Kaiser* をもって自分の登場を知らせた。…税金はもうたくさんだ、金持を倒せ、共和制を倒せ、皇帝万才!と。皇帝の背後には農民戦争がひそんでいた。彼らが選挙で打倒した共和制、それは金持の共和制 *Republik der Reichen* であつた。」(Ibid., S. 44)「ナポレオンの選出、それはプロレタリアートにとっては、カヴェニャックの免職、憲法制定議会の打倒、ブルジョア共和主義 *Bourgeoisrepublikanismus* の退場を意味し、六月の勝利の取消しを意味した。小ブルジョア、ブルジョア、ナポレオンは債権者にたいする債務者の支配を意味した。」(Ibid., S. 44)

さてつぎに、このような政治制度の下で、ナポレオンがいかなるプロセスをつうじて、その独裁的地位を占めるにいたったかが問題とされねばならない。そして普通選挙制にもとづく国家機構がここではどのような役割をはたしたかも興味をひく一問題を提起する。

「国民議会 Nationalversammlung がボナパルトを任命し、ボナパルトがバロ〔Odilon Barrot ルイ・フィリップの最後の大臣〕を任命し〔最初の大臣に〕、バロがシャンガルニエ〔Nicolas-Anné-Théodule Changarnier〕を任命〔正統王朝派。セーヌ県の国民軍、遊動警備軍および正規軍第一師団の指令官を兼任〕したときから、フランスは共和制制定 republikanischen Konstituierung の時代を脱して、制定された共和制 konstituierten Republik の時代にはいった。…国民議会はブルジョア共和派の最後の避難所だったのだ。…国民議会は内閣の打倒を決めた。そして内閣自身が憲法制定議会 Konstituante がこれよりも格好な機会を見つけだすことができないような攻撃の機会を提供したのである。」(Ibid., S. 47—48) 「憲法制定議会と大統領とのあいだの抗争において、議会は自分の根源 Ursprung である総選挙 allgemeine Wahl まで戻ることではできなかつた。というのは、相手は、議会に反対して普通選挙権 allgemeine Stimmrecht にうたえていたのだから。議会はどんな法規上の権力 regelmäßige Gewalt をたよりにすることもできなかつた。なぜなら闘争の相手は合法的権力 legale Gewalt だったから。」(Ibid., S. 51) 「憲法制定議会が大統領と大臣たちに対抗して反乱 Insurrektion を起こすことをしいられたように、大統領と内閣は憲法制定議会に対抗してクーデタを起こすことをしいられた。というのは、彼らは議会を解散させる法律的手段 gesetzliches Mittel をもっていなかつたからである。しかし、憲法制定議会は憲法の生みの親であり、大統領の生みの親であつた。大統領がクーデタをおこなえば、憲法を破り、彼の共和主義的権原 republikanischen Rechtstitel を消滅させることになる。そうなると彼は帝政的な権原 imperialistischen Rechtstitel を引き出してくるはかばかなくなるのであつた。」(Ibid., S. 53)

「ブルジョア階級は二大分派に分かれており、それがわかるがわる、復古王政 *restaurierten Monarchie* 下では、地主が、七月王政 *Julinomarchie* 下では金融貴族 *Finanzaristokratie* と産業ブルジョア *industrielle Bourgeoisie* が、支配権の独占 *das Monopol der Herrschaft* を維持してきた。ブルボンはその一方の分派の利害が圧倒的勢力をもって、いることをあらわす名まえであり、オルレアンは、もう一方の分派の利害が圧倒的な勢力をもって、いることをあらわす家の名まえであった。——名まえのない共和制の国 *namenlose Reich der Republik* こそ、二分派が同等に支配しながら、おたがいの競争をやめないまままで共通の階級利害 *gemeinsame Klasseninteresse* を主張することのできる唯一の国であった。」(*Ibid.*, S. 58—59) 「秩序党の各分派は、革命的プロレタリアートと、およびいよいよこれを中心にして集まりつつある過渡的〔中間的——邦訳全集版挿入〕諸階級 *Übergangsklassen* との対立にいられて、その連合した力をふるいおこし、この連合した力の組織を保持せざるをえなくなったので、それぞれ他派の復古欲と制覇欲に対抗して、共同の支配、すなわちブルジョア支配の共和制的形態 *die gemeinsame Herrschaft, d. h. die republikanische Form der Bourgeoisenschaft* を主張せざるをえなかった。」(*Ibid.*, S. 59)

「一八四九年五月二八日、立法議会召集をもって正規な存在となった立憲共和制 *konstitutionellen Republik* の生涯の第一期は、六月一三日をもって終了する。…六月一三日は小ブルジョアの抵抗をうちくだけ、連合王党派の立法的独裁 *die legislative Diktatur der vereinigten Royalisten* を既成事実とする。この瞬間から国民議会は秩序党の公安委員 *Wohlfahrtsausschub der Partei der Ordnung* にちかたさ。」(*Ibid.*, S. 69) 「少数派は議会的反乱 *parlamentarischen Insurrektion* を試みるまでになったのだが、いまや多数派は、その議会的専制 *Parlamentarischen Despotismus* を法律にまでたかめた。多数派は新しい議事規則を制定し、それによって演壇の自由をなくし、国民議会の議長に秩序侵害のことで議員を戒告、罰金、議員歳費の剥奪、登院停止、監禁をもって処罰しうる権限を与えた。」「民主主義的小ブルジョア

は、その議会的、権力を奪われたと同時に、パリ砲兵隊および国民軍第八、第九、第一二軍団の解散によって、その武装権力 *bewaffneten Macht* も奪われた。「政府の一存で戒厳令をしきうるようにし、新聞をさらにきびしく束縛し、結社権を廃止するところの種々の弾圧法、これが六月、七月および八月のあいだの国民議会の活動の全部であった。」 (*Ibid.*, S. 70—71)

「ついに八月中旬に、一つには当時召集された各県会に列席するという意図から、いま一つには数カ月に及ぶ主義傾向の乱痴気騒ぎにくたびれて、王党派は二カ月にわたる国民議会 *Nationalversammlung* の休会を布告した。…立法議会 *legislativen Versammlung* の休会をもって立憲共和制の生涯の第二期、その王党主義の生意気ざかり時代が終わる。」 (*Ibid.*, S. 72)

この間を利用して、ルイ・ボナパルトは憲法改正を画策するのであるが、それは県議会の反対にあつて果しえず、それはそれとして「国民議会を憲法の限界内にひきもどし、議会の寿命の限界を指示した。」 (*Ibid.*, S. 74) これはいわば「ブルジョア・フランスの声」 (*Ibid.*, S. 73) の反映とも評すべきものであるが、すでに、ボナパルトは「執行権力 *exekutiven Gewalt* をにぎつていたため多くの利権が彼の周囲に集まつていたし、無政府 *Anarchie* とたたかうために秩序党自身が彼の勢力をたかめざるをえなかった。」「連合したオルレアン派と正統王朝派の〔王政—邦訳全集版挿入〕復古欲にたいしては、ボナパルトが彼の実際の権力の権原 *Titel* である共和制を代表し、ボナパルトの復古欲にたいしては、秩序党が彼らの共同支配 *gemeinsamen Herrschaft* の権原である共和制を代表する。…これらの秩序党の全分派は、いずれも胸中ひそかに自分自身の王と自分自身の王政復古をいだきながらも、その競争者の権力篡奪と昇格の野望に対抗して、たがいブルジョアジョアジの共同支配を、特殊な諸要求が中和され留保される形態——すなわち共和制を、主張する。」 (*Ibid.*, S. 76)

諸ブルジョアジーの相反する利害がうずまきつつも、すなわち工場主、Fabrikaten は金融貴族 Finanzaristokratie の利害とは反撥しながらも、プロレタリアートによって利潤が廃止 (Aufhebung) されることにくらべれば、なおかれらによる利潤の削減には忍耐しうるのである (Ibid., S. 79)。かくて、「政府とは抑圧の道具 Werkzeuge der Repression であり、公権の機関 Organe der Autorität であり、軍隊であり、警察であり、官吏であり、裁判官であり、大臣であり、司祭である。」(Ibid., S. 81) というわけである。

「一八五〇年三月一〇日をもって、立憲共和制は新しい段階、すなわち解体の段階にはいる。多数派の諸分派はふたたび彼ら相互間にも結合し、ボナパルトとも結合している。彼らはふたたび秩序の救済者であり、彼はふたたび「四八年のさいのことを想起せよ——引用者」彼らの中立的人物 neutraler Mann である。」(Ibid., S. 92) 「憲法の基礎は、しかし、普通選挙権 allgemeine Wahlrecht である。普通選挙権の廃止 Vernichtung、これが秩序党の、すなわちブルジョア独裁 Bourgeoisdiktatur の最後のことばである。／…普通選挙権 allgemeinen Stimmrechts の発現および結果としての、主権ある人民意志 souveränen Volkswillens の明白に表明された行為としての、ブルジョア支配 Bourgeois Herrschaft、これがブルジョア憲法の意義である。…」そしてブルジョアジーは言う——「われわれの独裁 Unsere Diktatur はこれまでは人民の意志によって成立していたが、いまやそれは人民の意志にさからって強固にされねばならぬ。」(Ibid., S. 93) 「しかし、連合ブルジョア分派は、彼らの統合した権力の唯一の可能な形態、彼らの階級支配 Klassenherrschaft のもつとも強力でもっとも完全な形態である立憲共和制から、下級の、不完全な、より弱い形態である君主制 untergeordneten, unvollständigen, schwächeren Form der Monarchie へ後退することによって、すでに運命の判決をくだされている。」(Ibid., S. 94) 要するに「秩序党は人民と闘争するうえで、たえず執行部の権力 Gewalt der Exekutive を増大させざるをえなくされている。執行部の権力が増大させられるごとに、その担い手ボナパルトの権力を増大させる。だから秩序

党は、その共同の権力を強化するに比例して、ボナパルトの王位篡奪 *dynastischen Präensionen* の闘争手段を強化し、決定の日に暴力的に *gewaltsam* 立憲的解釈を挫折させるボナパルトの機会を強化する。」(Ibid., S. 104—105)

以上に展開されていることは次の諸点において特徴的であろう。すなわち、七月革命⇨ブルジョア君主制(担い手: 金融貴族)⇨産業ブルの興隆・一八四五—四八年の経済激動⇨搾取階級総体によるブルジョア共和制(二月革命・直接普通選挙制の階級闘争顕在化惹起・四九年大統領制採用・(カヴェニャック独裁)⇨農民への徴税とこれに対する反撥⇨大統領選でのカヴェニャックの敗北とナポレオンの登場(四八年十二月)⇨ブル共和派の最後の砦(議会)とナポレオンとの抗争⇨立法的独裁(四九年六月)〔連合王党派による〕⇨議会的専制(多数派による議会内での支配)⇨ボナパルトの改憲策動と国会によるその否認⇨この期を通じてのプロレタリアによる搾取制度揚棄の闘争とこれに対するブル総体としての恐怖⇨ボナパルトによる執行権力強大化(君主制の再登場)。

いわば普通選挙制にもとづいて登場した議会と大統領とは、前者が諸ブルジョアの利害を直接反映する構成であったのに対して、後者はブル独裁としてのカヴェニャックの登場とかれによる人民収奪に反対する国民大衆によって歓呼をもって迎えられたナポレオン(ナポレオン伝説)をひき出し、そのことのゆえに、本質的にはブルの階級的利害を反映するナポレオンではあるが、議会との抗争を生み出したのである。だがより重要なのは、搾取階級の支配の危機に臨んでは、さしもの議会もナポレオンによりかかることによって、危機を切りぬけたのである。この過程で明らかになっているのは、まず、ブルジョアジーの政治支配といっても、種々の諸形態が存在することであり、普通選挙制の採用の下であっても、否、そうであるがゆえに、議会を通じての独裁を登場させるということであった。第二に、この論文ではまだ概念化されるに至ってはいないが、後年にいわれる「ボナパルティズム」なるものは、ブルジョア民主主義(普選)の一般的採用の下で、ブルジョア支配の危機に臨んで登場した独裁権力であった、ということであろう。

(2) エンゲルス ドイツ国憲法戦役(一八四九年八月―五〇年二月執筆)

この論文において、エンゲルスは、一八四八年のドイツ革命の過程を分析し、その中のブルジョア内部の各層(大、小)とプロレタリア内部の各層(ルンペン・プロレタリアートとその他)のそれぞれの役割の相異、およびこの革命の挫折がドイツ国家に課したその後の発展方向を展望している。

「二月革命とそれにつづく発展」「全運動の中心となったのは、小ブルジョア階級 *Klasse der kleinen Bourgeoisie*、主として市民層、*Bürgerstand* とよばれる階級であった。そして、この階級こそ、ドイツ、ことに南ドイツでは、もっとも有力な階級であった。」(MEW, Bd. 7, S. 111)

「ドイツばかりでなく、フランスやイギリスに一八三〇年以来起こったあらゆる政治運動の歴史が示しているように、この階級〔小ブルー引用者〕は、危険がないと思うあいだは、いつでも大言壮語し、大げさな誓言をたて、ときには過激な言辞さえ弄する。ところが、すこしでも危険が迫ってくると、たちまちおじげづいて尻ごみし、ああでもない、こうでもないと思案する。…だが、小ブルジョア階級の背後には、どこでも別の諸階級がひかえていて、小ブルジョア階級によって小ブルジョア階級の利益のために起こされた運動をとりあげ、もっと明確な、もっと断固たる性格をそれに与え、それができるかぎり自分の運動にしようとして試みる。その諸階級というのは、プロレタリアートと大部分の農民とであって、それ以外に、小ブルジョア階級のうちのより進歩的な層 *avanciertere Fraktion* がしばらくこれに合流するのが常である。…この両階級〔プロと農―引用者〕は、小ブルジョア階級に迫って、既存の国家権力 *Statsgewalt* と公然と決裂させた。」(Ibid., S. 112)

「封建的カースト *Kasten des Feudalismus* がまだ政治権力の一部を保っているということを別にしても、大ブルジョ

アジアそれ自体が、封建制度を打ち破るやいなや、支配する党派と反政府的な党派とに分裂する。ふつう前者は、銀行によって代表され、後者は工場主 *Fabrikanten* によって代表される。大、中ブルジョアジーのうちの反政府的な進歩的な *progressive* 層は、支配的な層に対抗して、小ブルジョアジー *Kleinbürgerschaft* と利害を共通にしており、共同の闘争のためにこれと連合する。ドイツでは、軍隊、官僚および封建貴族のほとんど独占的な支配が、武装した反革命派の手で復活されており、立憲的形態 *konstitutionellen Formen* がなお存続しているにもかかわらず、ブルジョアジーがきわめて従属的な、つまましい役割しか演じていないために、こういう同盟を結ぶ動機ははるかに多い。しかし、その代わりにまた、ドイツのブルジョアジーは、イギリスやフランスのブルジョアジーにくらべてはるかに臆病であって、無政府状態 *Anarchie* が再現する可能性、つまりほんとうの決定的な闘争が起こる可能性がほんのすこしでも現われるやいなや、身ぶるいして舞台からひきさがってしまう。」(Ibid., S. 113)

ドイツのラインのブルジョアジーは、はるかに現実的な企画、産業企画にいそがしかったので、一八三〇年代の空疎な三百代言的立憲主義のための運動に関心をもちえなかったこと、ドイツの諸小邦でまだドイツ帝国を夢みていたときに、ラインプロイセンでは、すでにプロレタリアートが公然とブルジョアジーに対抗して登場しはじめたこと、一八四〇年から一八四七年までのブルジョア的な、真の立憲運動の時期には、ライン・ブルジョアジーが先頭に立っていたこと、そして一八四八年三月に、彼らがベルリンで決定的な発言力をもったこと、これらのことを忘れてはならない。」(Ibid., S. 117)

さて、ブルジョアジー内部の各層の革命における特徴づけがいちおう示されたが、ついでプロレタリアートのほうはどうか。

「頑健で、よい給料をとる部類の労働者である紅染工は、熟練よりも体力がものをいう仕事にたずさわるすべての部類

の労働者と同じように、粗暴で、したがって反動的で、すでに最初からまったく無関心になっていた。すべての工業労働者のうちで彼らだけが、パリケード戦のあいだも無頓着に働きつづけた。最後に、ルンペン・プロレタリアートは、ご多分にもれず、運動第二日から、金でどうにでもなることを明らかにした。朝は治安委員会に武器と給料を要求し、午後は大ブルジョアジーに買収されて彼らの建物を見まわり、夜はバリケードのとりこわしをやったりした。全体としてみれば、彼らはブルジョアジーの味方であった。」(Ibid., S. 126)

さいごに、ドイツ革命は、いかなる結末をみ、そしてそのごにいかなる課題をとどめたものであったか。

すなわち、「ドイツ国憲法戦役は、それ自身の中途半端さ Halbheit と内部的なみじめさのために挫折した。一八四八年六月の敗北以来、ヨーロッパ大陸の文明諸国にとっての問題は、革命的プロレタリアートの支配 Herrschaft か、二月革命以前に支配していた諸階級の支配か、ということである。中道 Mittelding はもはや不可能である。とくにドイツでは、ブルジョアジーは、支配する能力をもたないことを明らかにした。彼らは、その支配権 Herrschaft をふたたび貴族と官僚に an den Adel und die Bürokratie 譲り渡すことによるのみ、人民に対抗して自分の支配を維持することができた。小ブルジョアジーは、ドイツ的イデオロギーと結んで、ドイツ国憲法 Reichsverfassung という形で、決戦を延ばすことを使命とする実現不可能な妥協を試みた。この試みは失敗せざるをえなかった。運動に真剣なものは、ドイツ国憲法に真剣にならなかつたし、ドイツ国憲法に真剣なものは、運動に真剣にならなかつた。／＼だが、それにもかかわらず、ドイツ国憲法戦役のもたらした結果は重大なものであった。それは、なによりも第一に、情勢を単純にした。それははてしない調停の試みの連鎖を断ち切った。この戦役が敗北に終わったあとでは、いくぶん立憲化した封建的「官僚的君主制 die etwas konstitutionalisierte feudal-bürokratische Monarchie が勝利するか、それとも真の革命が勝利するか、そのどちらかでありえない。しかも、ドイツでは、革命は、プロレタリアートの完全な支配がうちたてられるま

では、もはや終結することはできなから。」(Ibid., S. 196)

以上の展開において明確となったこと——一八四八年ドイツ革命の担い手は、初発において小ブルジョアジーであるが、その階級的制約(動揺性・不徹底性)によってプロレタリアートと農民に乗り越えられる運命をもつ。また大・中ブルジョアジーは支配的党派(金融家)と反政府党(工場主)に分裂し、後者は小ブルと結びつくことによって、封建勢力プラス金融家の勢力と対決する。だがそれも、ラインプロイセンにみられるごとき先進工業地帯でのプロレタリアートの勃興のまえには、革命の徹底化を推進することをためらうに至る。かくて、一八四八年ドイツ革命は、いまや、ブルジョアジーが封建的反動勢力と結託して、プロレタリアートと対決するほかない段階にまで階級闘争をたかめたのである。〔封建的〓官僚的君主制か、真の革命か〕。

フランスの一八四八年とは全く対照的なドイツの一八四八年、ブルジョア革命達成後のプロレタリアートに対決を迫られたブルジョアジーとブルジョア革命未達成の下でのブルジョア革命推進の迂回性と挫折(とりわけ、先進国の存在を前提とするところの)。したがって、ブルジョア君主制と封建的〓官僚的君主制の帰結における相異性。

(3) ここで、一八五〇年前半(二月―夏)に執筆された一連の評論等から若干摘記してみよう——

「もしドイツ国憲法が、「原理上矛盾」しているにもかかわらず、「事実上」存在しようとしたのだとすれば、すくなくとも、それは、その当時に「事実上」存在していた矛盾を「原理的に」表明すべきであった。その当時に「事実上」存在していたのは、一方ではプロイセンとオーストリア、すなわち軍事的絶対主義 *militärische Absolutismus* であったし、他方では、三月蜂起の果実をあざむきとられ、しかも、おもにみじめなフランクフルト議会(ブルジョアジーの拠り所。帝政と対抗、敗北——引用者挿入)を愚かにも信じたおかげであざむきとられて、いまやついに軍事的絶対主義との

新しい闘争をあえてしようとしていたドイツ人民であった。」(Ibid., S. 204—205) 「絶対主義 Absolutismus' とくに最後にフランスに現われた形での絶対主義は、フランスでも新規なものであったので、議会はこの新規なものに反対し、身分君主制 *ständischen Monarchie* の古い法律、慣例風習を擁護した。またフランス革命の第一歩はアンリ四世とルイ十三世以来眠りこんでいた三身分会議を復活することであったが、イギリス革命はこれにたいしてこれと同様の古典的保守主義の事実を示すことはできないのである。」(Ibid., S. 209) 「絶対君主制から立憲君主制への推移 *Übergang von der Absoluten zur konstitutionellen Monarchie* は、いづれでも、激烈な闘争がおこなわれ共和制 *Republik* をとおったのちはじめて生じるのであって、その場合ですら、旧王制 *alte Dynastie* は役に立たないものとして、篡奪的な傍系に席を譲らざるをえない…」(Ibid., S. 210)。「イギリス革命の保守性の謎は、ブルジョアジーが大土地所有者の大部分と結んでいた長期にわたる同盟で説明できる。この同盟はイギリス革命をフランス革命から本質的に区別するものである。というのは、フランス革命は、土地の細分によって大土地所有を廃絶した *vernichtete* からである。ブルジョアジーと結びついていたこの大土地所有者階級——もっとも、彼らはすでにヘンリ八世の治下に発生していたが——は、一七八九年のフランスの封建的土地所有 *feudale Grundbesitz* とは違って、ブルジョアジーの存立条件とは矛盾せずに、むしろこれと完全に調和していた。彼らの土地所有 *Grundbesitz* は実際、封建的所有ではなくて、ブルジョア的の所有 *bürgerliches Eigentum* であった。彼らは、一方では、マニユファクチュアの経営に必要な人口を産業ブルジョアジーに用立てし、他方では、商工業の状態にふさわしい発展を農業に与えることができた。だから、彼らはブルジョアジーと利害をともにし、ブルジョアジーと同盟していたのである。」(Ibid., S. 210—211)

「実際には、立憲君主制が確立されるとともににはじめてイギリスにおけるブルジョア社会 *bürgerlichen Gesellschaft* の大規模な発展と変革とが始まるのである。…立憲君主制のもとではじめてマニユファクチュアは未曾有の展開を見せ、

ついで大工業、蒸気機関、巨大工場に席を譲る。…古いブルジョアジーがフランス革命とたたかうのにたいし、新しいブルジョアジーは世界市場 *Weltmarkt* を手に入れる。彼らはきわめて強大になり、選挙法改正法案が直接の政治権力 *direkt politische Macht* を彼らの手に与えるまえに、すでに彼らの反対者を強いて、ほとんどもっぱら彼らの利益、彼らの欲求に従って法律を發布させる。彼らは議会という自分たちの直接の代表機関 *direkte Vertretung* を手に入れ、これを利用して、土地所有 *Grundbesitz* に残っていた実権の最後の残存物 *letzten Reste reeller Macht* を破壊しようとする…／＼イギリスでは、社会内の階級対立は激化して他のどの国にも見られないほどの程度に達しており、ここでは匹敵するものがない富と生産力とを支配するブルジョアジーにたいして、これまた匹敵するものがない強さと集中に達したプロレタリアートが対立している」(*Ibid.*, S. 211) へマルクス／エンゲルス『新ライン新聞、政治経済評論』一八五〇年二月、第二号の書評▽

「ブルジョアジー自身が、自分自身の利益のために反動の先頭に立ち、共和制の統治形態^{〔政体〕} *republikanische Regierungsform* がこの反動にこのうえなく自由で一貫した発展をゆるしているフランスでは、革命の抑圧がもつとも恥知らずにまた暴力的に *gewaltsamsten* 遂行されている。」(*Ibid.*, S. 217) 「支配的ブルジョアジー *herrschende Bourgeoisie* が、できるだけ早急に普通選挙権 *allgemeinen Stimmrechts* を廃止しようと試みる必然性はここにある（ルイー・ナポレオンと反動派による農民への租税増徴↓農民の革命化・社会主義支持の事情——引用者挿入）。そして、国外の事情は別としても、革命がまもなく勝利するだろうということの確実さもまたこの必然性のうちにある」(*Ibid.*, S. 218) へマルクス／エンゲルス「評論〔一八五〇年一月—二月〕」（一八五〇年二月執筆）▽

「一八四八年の三月の運動のあとで、ただちに国家権力 *Staatsgewalt* をにぎり、この権力 *Macht* を利用して、自分の戦友であった労働者をさっそくもとの被抑圧者の地位に押しもどしたのは、ブルジョアであった。ブルジョアは、

三月にかたづけられた封建党 *feudalen Partei* と結ばないでは、それどころか、結局はこの封建的絶対主義党 *feudalen absolutistischen Partei* にふたたび支配権 *Herrschaft* を譲らないでは、この目的を達することはできなかつたのであるが、それでも彼らは、自分たちのために次のような条件を確保した。すなわち、もし、すでに今日、革命運動にいわゆる平和的な発展の道をとらせることができれば、やがて政府の財政難を媒介として支配権がブルジョアジーの手にはいり、ブルジョアジーの利益がすべて確保されるような、そういう条件である。その場合ブルジョアジーは、彼らの支配権を確保するのには、人民に暴力措置 〔強制処分〕 *Gewaltmaßregeln* をくわえて、彼らの憎しみをかう必要さえないのであろう。なぜなら、そういう暴力措置 〔強行手段・弾圧〕 *Gewaltschritte* はすべて、封建的反革命派によって実行済みだからである。」(Ibid., S. 245) へマルクス／エンゲルス「一八五〇年三月の中央委員会の〔共産主義者〕同盟員への呼びかけ」(一八五〇年三月執筆) へ

「ブルジョア国家 *bürgerliche Staat* は、自己の階級の個々の成員および被搾取階級にたいするブルジョア階級の相互保険会社 *wechselseitige Assekuranz* 以外のものではない。それは、被搾取階級の抑圧がますます困難になるので、ますます経費がかさみ、またブルジョア社会にたいして外見上ますます独自化 *scheinbar immer selbständiger* せざるをえない保険会社である。」(Ibid., S. 288) へマルクス／エンゲルス『新ライン新聞、政治経済評論』一八五〇年四月、第四号の書評 へ

以上のいくつかの論調にみられることは、むろん多岐にわたっているが、要点的に指摘しておけば——(1)一八四八年三月革命期のドイツ人民の敵対物はプロイセンとオーストリアの「軍事的絶対主義」であること。(2)絶対君主制から立憲君主制への移行 *Übergang* には、共和制を中間点として、激烈な闘争が展開されるのが一般的であること。(3)イギリス革命の保守性はブルジョアジーと大土地所有者との長期の同盟によってもたらされ、フランス革命は、反対に大土地所有者の廃絶の上に成立したこと。(4)イギリスにおいては、立憲君主制の成立以降が資本主義の本格的発展をひき出したこと。(5)

フランスでは、共和制の統治形態が、ブルジョアの反動的支配の支えとなり、その農民収奪→農民の反政府化を断ち切るべく、普通選挙制廃止の策動が存在すること。(6)ドイツ三月革命は、ブルジョアの封建勢力への妥協に終わったが、同時に前者の階級的(経済的)利害は後者によって保証されることとなった、——などをあげておくことができよう。

(4) エンゲルス ドイツ農民戦争(一八五〇年夏執筆)

エンゲルスが本論文を執筆した動機は、一八四八年三月いらいのドイツ革命とその挫折のうちに、かの一五二五年のドイツ農民戦争とその帰結における諸矛盾の継承性と類比をみようとするとところにあった(Vgl. *ibid.*, S. 329)。そのいみで、ここでも一八四八年革命の視角から論述を追求することにしたい。

「ドイツの経済状態と社会階層構造 soziale Schichtenbau」——「商工業の繁栄は、イギリスとフランスでは全国土にわたる利害の連鎖と、それにとまって政治的な中央集権化 politische Zentralisation とをもたらす結果になったのであるが、同じことがドイツには、たんなる地方的中心地 lokale Zentren をめぐる州邦 Provinzen ごとの利益のまとまりを、したがって政治的分裂 politischen Zersplitterung、つまりその後まもなくドイツの世界商業からの締出しによつてますます不動となった分裂を、もたらしたにすぎなかった。純粹封建的な帝国 reinf feudale Reich がこわれていくにつれて、帝国の紐帯も一般にとけ、帝国大受封者 großen Reichslehenträger はほとんど独立にひといし諸侯 Fürsten に転化し、一方では帝国都市、他方では帝国騎士 Reichsritter が、ときにはおたがいに對抗し、ときには諸侯や皇帝に對抗して、同盟を結んだ。」(*Ibid.*, S. 331—332) 「上級貴族から諸侯が生じていた。彼らはすでに皇帝からほとんど完全に独立し、高権 Hoheitsrechte (支配権—邦訳全集版挿入)の大部分をもっていた。彼らは一存で宣戦し講和を結び、常備軍 stehende Heere を貯え、議会 Landtage を召集し、租税を課した。彼らは下級貴族と都市とのかなりの部分をすでに自

分の隷屬下に *unter ihre Botmäßigkeit* いれてしまひ、まだ残っている帝国直屬都市と小領主領 *Baronien* をも自分の領土に併呑しよう」と、たえずあらゆる手段をもちいていた。」(Ibid., S. 332) 「下級貴族すなわち騎士身分 *die niedere Adel, die Ritterschaft* は、急速に没落しつつあった。その大半は、もうすっかり貧乏し、諸侯につかえて文武の官職だけで暮らしていた。他の一部は諸侯にたいして臣従義務 *Lehnspflicht* を負ひ、その支配に服していた。より小さい部分には帝国直屬の騎士であつた。」(Ibid., S. 333) 「中世都市のものと城外市民のなかから *Aus den ursprünglichen Pfahlbürgen*、商工業の繁栄にともなつて、三つの鋭く区別された分派が發展していた。／都市社会のいただきに立っていたのは、都市貴族の家柄 *patrizischen Geschlechter*、すなわち「名門」であつた。」(Ibid., S. 336) 「都市貴族に対立する都市反対派 *städtische Opposition* は、農民戦争のさいにきわめて明確に現われてくる二つの分派に分かれていた。／今日のわが自由主義者の前身である市民的反対派 *bürgerliche Opposition* は、比較的豊かな中間市民 *Bürger* と、地方の事情によつて大小の差はあるが、一部の小市民とをふくんでいた。彼らの要求は、もっぱら都市法的な基礎〔立憲的な〕のうえにたつ *auf verfassungsmäßigem Boden* ものに限られてつた。」(Ibid., S. 337) 「都市平民的反対派 *plebejische Opposition* は、落ちぶれた市民と、市民権を与えられていない都市住民 *städtischen Bewohner*、大衆、すなわち手工業職人、日雇労働者、それに都市發展の低い諸段階にさえ現われるおびただしいルンペンプロレタリアートの萌芽 *Anfängen* とから、なりたつていた。」(Ibid., S. 337—338) 「最後にあげた階級をのぞくこれらすべての階級のしたには、膨大な被搾取国民大衆、すなわち農民がいた。」(Ibid., S. 339)

「ドイツでは農奴制 *Leibeigenschaft* が依然として存在し、貴族は封建的な収入源をもっていたが、イギリスではそれはほとんど完全に除去され、貴族はブルジョアの的収入源すなわち地代をもつ単純なブルジョアの的地主 *bürgerlicher Grundbesitzer* になつてつた。最後に、フランスにおいてルイ十一世以来貴族と市民 *Bürgerschaft* との対立によつて成

立し、ますます発展していた絶対君主制 *absoluten Monarchie* の中央集権は、ドイツでは一般に国民的集中 *nationalen Zentralisation* の条件がまったく存在せず、あるいは未発達な形でしか存在していなかった。」(Ibid., S. 374)。

以上の状態の下での農民戦争はドイツの社会と経済に全般的没落を生み出したのであるが、「ただひとり利益をひきだしたものは、諸侯であった。：分裂の内部での中央集権の代表者である諸侯こそが、既存の社会的・政治的諸関係がすこしでも変化すれば必ず利益をうけるにちがいない唯一の身分であった。」(Ibid., S. 411)。

「一八四八―五〇年の運動との相似関係 *Analogie*：一八四八年にも、反対派諸階級の利害はたがい衝突しあい、どの階級も自分かつてに行動した。ブルジョア階級は、封建的=官僚的絶対主義 *feudal-bürokratischen Absolutismus* のもとになおこれ以上あまんじているにはあまりにも発展しすぎていたが、さりとて他の諸階級の要求をただちに自分の要求に従わせるほどには、まだ強くなっていなかった。プロレタリアートは、ブルジョア時代 *Bourgeoisperiode* をすみやかにとびこして自分の手にただちに支配権 *Herrschaft* を獲得することを期待しうるにはあまりにも弱かった。」(Ibid., S. 412)。「一五二五年の革命ではだれが得をしたか？ 諸侯であった。——一八四八年の革命ではだれが得をしたか？ 大諸侯、すなわちオーストリアとプロイセンであった。」(Ibid., S. 413)

以上の展開によって知られることは、(1)農民戦争前後をつうじて、経済発展はドイツの国民的集中⇓絶対主義的統一国家を形成せず(英、仏と対照的)、むしろ孤立的割拠的な諸州邦権力を強化させていった。(2)一八四八年革命運動はこの諸州邦の中から、決定的に強大であったプロイセンとオーストリアの勝利をひきおこし、ここにいわばドイツの絶対主義的国家統一が現出される。(3)だが、このばあい、ちょうど農民戦争において諸州邦権力に対抗しうる勢力が存在しなかったと同様に、変革課題(ブルジョア革命)を達成しうるブルジョア階級の勢力はなお弱かったのであった。(4)なおここで、次の二つの表現に注目しておきたい。フランスのルイ十一世以来の「貴族と市民との対立 *Gegensatz*」によって成立

し、ますます発展していた絶対君主制」(傍点引用者)と、いまひとつは、一八四八年段階のドイツの「封建的・官僚的絶対主義」。この両者には、それぞれの歴史的生成のあり方と、実態の差異が含まれているように思われる。この点は、のちの追求によって明らかとされよう。

(5) ここで、一八五〇年後半〔一〇月〕—五一年六月に執筆された一連の著述からいくつか摘記しておくたい。——

(4) 「プロイセンのブルジョアジーは、政府の財政困難 *Finanzverlegenheiten der Regierung* にくいついて、自分のために政治権力 *politische Macht* の獲得を始めた。ところがそれと同時に、ブルジョア的・立憲的運動 *bürgerlich-konstitutionellen Bewegung* とならんで、プロレタリアートのあいだでは共産主義運動が一日一日とますますひろがっていった。自分自身の目的を達するためになおプロレタリアの支持を必要とした社会のブルジョア的要素 *bürgerlichen Elemente* は、いたるところである種の社会主義を装わなければならなかった。保守派も封建派も同じように、プロレタリアートに約束をしないわけにはいかなかった。」(*Ibid.*, S. 419) へエンゲルス「国家廃止のスローガンとドイツの「無政府の友」について」▽

「わがヨーロッパの資本家が信頼をよせる唯一の国家形態 *Staatsform* はブルジョア的共和国 *bürgerliche Republik* である。…およそ、どんな国家形態にしてもそれにたいするブルジョア的信頼の表現は、ただ一つしかない。すなわち取引所での相場付け、*Notierung an der Börse* である。」(*Ibid.*, S. 434) 「プロイセンは、その工業的發展全体と、不断の赤字、国債とによっていちじるしくブルジョア化 *so bürgerlich geworden* していたので、どんなに身もだえし、抵抗しようともますます取り返しつかないほどに立憲主義 *Konstitutionalismus* の手に落ちていった。」(*Ibid.*, S. 456) へマル

クス／エンゲルス「評論、一八五〇年五月一〇月」▽

この二つの論評に示されているのは(1)ブルジョアジーの望む「国家形態」はブルジョア的共和国「制」であるが、(2)プロイセンにあつてはプロレタリアートの協力「支持」を得ようとしてブルジョアジーも、封建勢力もともに社会主義の装いを身にまといつていたこと、さらに(3)とはいへ、プロイセンもまた経済的にブルジョア化に向つていくがゆえに、封建的な支配勢力の意図にかかわりなく立憲主義化を進めざるをえないこと——である。

(二) つぎに、一八四八年以降のフランスにおける民主主義の形骸化にかんするマルクスの指摘を引いておこう。——
「フランスの憲法は自由を保障してはいるが、しかし、いつでも法律によつて設けられた、あるいは将来設けられるべき除外例の制限内で、それを保障しているのである。しかも、ナポレオン皇帝や、復古王政や、ルイー・フィリップが設けた除外例が残らず保存されているばかりでなく、六月革命後、この除外例は限りなく拡大された」(Ibid., S. 495 傍線引用者)。出版の自由の面では四八年八月と四九年七月の法により新聞は保証金が必要とされ、五〇年七月の法で、保証金額が引き上げられ、このため革命的新聞は全く姿を消し、さらに演劇の検閲も加えられた。また結社と公開集会の権利も四八年七月八月の法律によりあらゆるサークル、私的、非政治的会合すら警察の監督を受けるに至り、教育の自由も五〇年三月の法により四人の大司教の主宰する機関及び教会、民政当局の監督と許可を要することとされた。とりわけ、普通選挙制の行方が問題である。すなわち、一連の立法化により、ついに一八五〇年には、政治犯、「伝来の、確立された意見」や出版法に違反した者、一般犯罪者には政治的権利の享有は認められず、これに居住地による制限を受けた者をあわせると、じつにフランス国民の三分の二が投票権を剥奪された。同様に、読み書きのできない者は陪審員名簿から削除され、こゝでも成人人口の三分の二がその資格を奪われた(Ibid., S. 497—502)。こうして登場したフランスの専政 Despotismus は警察によつて労働者を管理させる「手帳」の発行に、その端的な攻撃の鋒先をみてとれる(Ibid., S. 504—505)。ナポ

レオンの独裁はこうした状況の中からうみ出される。すなわち「人民の窮状がはなはだしいため、多くの人の目には、どんな変化でも現状よりはましなように思われており、その一方で自覚した分子は少数でしかない。だからボナパルトが決意を固めているのをみて、中間階級 *Bourgeoisie* がカヴェニャックを押し立てて闘争をいどむなら、人民はきっと彼らとたたかうであろう——そして、ボナパルトは人民といっしょにたたかうことになる。…人民が戦勝者となるうとしているのをみると、…彼ら〔議会—引用者〕は、民主主義的・社会的共和国 *demokratischen und sozialen Republik* よりも、帝国 *Kaiserreich* すなわちナポレオンの独裁 *Diktatur Napoleons* のほうがまだと考えるであろうし、したがって、大統領との妥協 *Einigung* を求めるであろう。大統領は、民主主義的権力 *demokratische Macht* を恐れる点では、議会にひけをとるものではないから、議会の協力を受け入れるであろう。軍隊、またはすくなくともその一部は、闘いの昂奮と、危険と、「栄光」とに動かされて、ナポレオンにたいする愛着をいっそう強めるであろう。そうなれば、闘争は、…軍隊およびブルジョアジー対人民の闘争という姿をとるであろう。…ナポレオンのゲームは、最初は人民を中間階級 *Bourgeoisie* にけしかけ、ついで中間階級を人民にけしかけ、またこの両者にたいして軍隊を利用することであろう。」(*Ibid.*, S. 506) ^マルクス「一八四八年十一月四日に採択されたフランス共和国憲法」(一八五一年六月執筆) v

これらの論文は、(1)フランス憲法にうたわれている「自由」なるものが、一連の立法によっていかに制約の多いものとされたか、またその普通選挙制すら、徹底的に有権者を縮小化させていったこと、しかもそれらの動きは、四八年六月のプロレタリアートの決起に対する措置として登場したこと、(2)大統領に選出されたボナパルトは、こうした人民に対する法律上の制約の下で、それゆえに高まる不満を活用して、ブルジョアジーにその鋒先を向かわせ、その力におびえるブルジョアジーをしてナポレオンに協力させて、ついにはその独裁を完成させるであろう、と予測している。(3)一八五二年以降のボナパルティズムはまさにこの予測に沿うものであったといえよう。しかも、いったん成立したブルジョア民主主義

のもとで体制の危機に臨んで、ブルジョアジーがいかに資本主義の擁護につとめるか、そのためには、民主主義をいかに形骸化させるか、を白日のもとに示している。マルクスはこゝも述べていた。——「このいんちき憲法のたえまない矛盾は、次のことを十分明白に示している。すなわち、中間階級 *Bourgeoisie* は、*口ざき*では民主主義的でありうるが、実際に民主主義的となることはないであろう…」(*Ibid.*, S. 504)

(なお、本稿脱稿以後に、鈴木正幸「最近の近代天皇制国家論の整理と提言」『歴史評論』三三二号、一九七七年十二月号を見る機会があった。いちおうの論点整理として参照されたい。そのより立ちいった検討は、今後に行いたい。)

(一九七七・一・一〇成稿、一九七七・九・二五補訂)